

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

雲南市

2 構造改革特別区域の名称

日登の郷どぶろく特区

3 構造改革特別区域の範囲

雲南市の区域の一部（木次町日登地区）

4 構造改革特別区域の特性

（１）日登地区の概要

地区名の「日登」は、『日が早く昇る日向の集落（日本地図地名索引）』とされ、全国で唯一の地名とされています。

当該地区は、雲南市の東部に位置し、東部は大東町、西部は木次町中心部に隣接し、一級河川斐伊川の支流久野川の流域に位置する、宇谷、寺領、東日登の3つの旧大字地区からなる地区です。総面積は28.21 km²であり、その大半は中国山脈に連なる山林が占め、平坦な土地は少なく21の集落が中山間地に点在しています。

幹線道路網としては、主要地方道安来木次線、一般県道掛合大東線が縦横断しているほか、飯石広域農道も南北を縦断しており、雲南市中心部まで約3 km、三刀屋木次I.C.まで約4 kmと道路交通環境には恵まれています。

中心地には、幼稚園、小学校、公民館などが集中しており、地域のシンボルとして親しまれている寺領小学校の「赤土の丘」からは概ね全地区が一望でき、平成18年にはこの場所で弥生時代後期の遺跡「日登本郷丘陵墳墓群」が発見されています。

この地区は『出雲国風土記』にも登場する「来次郷」の郷家（ごうや）が置かれた地区でもあり、縄文時代や弥生時代の史跡が数多く発見されており、古代から人々の営みがあったことを示しています。

また、平成17年国勢調査によると、地域内の人口は1,655人、世帯数は449世帯で、平成12年国勢調査に比べ、人口は154人、世帯数は6世帯減少しており、高齢化率は34.3%と雲南市の高齢化率31.4%を上回っている状況であり、今後はさらに高齢化が進むものと予測される中、地域社会の活力が低下することが危惧されています。

（２）特区の必要性

当該地区は、全国的、世界的に活躍しているリーディング企業が立地しており、他の地域に比べ雇用環境には恵まれてはいるものの、基幹産業として重要な位置を占める農林業については、他地域と同様に農家数の減少や農林業従事者の高齢化、担い手不足などにより、生産力の衰退や休耕田の増加が見られつつあります。そして、出生

率の低下、若年層の地域外への流出など、地域を取り巻く状況は厳しさを増す一方であり、地域社会の維持機能などが懸念される現状にあって、先人たちによって引き継がれてきた「日登の郷」らしさが損なわれてしまう可能性もあります。

そうした中、旧木次町では昭和 41 年に「健康の町」宣言を行い、食の安全性にこだわった健康農業を推進してきたところですが、そのシンボル農園である交流体験型施設「食の杜」が当該地区にあり、自然や農業体験を中心とした交流促進のほか、地域で生産された食によるイベントの開催等に取り組んでおり、数多くの来訪者で賑っています。

昨今の田舎暮らしに対する期待が高まりを見せる中で、濁酒という新しい魅力が加わることは、交流人口のさらなる増加を促進し、関連する観光産業、農産物の消費拡大が促進されるとともに、都市住民と地元住民の交流が図られ、地域の活気を取り戻すこととなります。

5 構造改革特別区域の意義

規制の特例措置を活用した「日登の郷どぶろく特区」により、当該地区のイメージを「日登の郷」に定着させPRしていくことで、農業や観光における付加価値を高めることができ、地域の活性化が図られます。

また、拠点施設となる築 130 年の茅葺きの家は、尾原ダムの建設により水没する運命であったものを移築したものであり、当時の暮らしぶりを今に伝える伝統建築物において昔の食生活の再現を図ることは、まさに農村文化の体験そのものであると言えます。

地域住民においては、郷土の土によって生産された米を原料とする濁酒や食材を「おもてなしの心」で提供することで、農村文化のみならず先人たちにより受け継がれてきた歴史ある地域文化そのものへの気づきにも繋がり、地域文化の伝承や、地産地消の推進、農業所得の向上が図られるものであります。

6 構造改革特別区域計画の目標

当該地区は、ヤマタノオロチ伝説で知られる斐伊川の支流や山々といった美しい自然環境に恵まれ、水稻を中心とした良質な農産物や 2000 年の歴史を語る史跡をはじめとした歴史遺産など、豊かな地域資源を数多く有しています。これらの地域資源を構造改革特別区域の範囲において有効に活用することにより、あらたな産業や農業、観光のさらなる可能性が見出され、地域の活性化が図られます。こうした取り組みは、各地域の現状や課題に応じ、市民が参画・協働しながら地域の自立と自律を目指す、「市民のための市民の手による地域づくり」活動であり、本市の掲げる市民が主役のまちづくりに合致しています。

また、当該地区は全国的にも有機農業や地産地消にいち早く取り組んだ地区であり、

こうした地区において、自らの生産した米を原料とした濁酒や、地域で生産された食材によるこだわりの料理を提供することは、本市の新鮮で安全な食と農という恵みを体感していただくことであり、「日登の郷」はもとより、本市の魅力の情報発信に寄与するものです。

こうした相乗効果により、観光としての来訪者が日登ファンや雲南ファンへと変わっていくことは、地域住民自らが地域に愛着と誇りを感じるチャンスでもあり、さらなる都市と農村との交流が促進されることで、「魅力ある日登の郷の形成」を目指します。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

これまで、当該地区では、「食の杜」を中心とした交流事業により、多くの来訪者で賑わってきました。しかしながら、全国的な都市と農村の体験型交流が高まりを見せる中で、来客数は年々減少していく傾向にあります。このような状況において、濁酒の提供が可能になる本構造改革特別区域計画による規制の特例措置は、他との差別化による来客数の増加のみならず、米や地場産物の消費拡大による、農業所得の向上も期待されます。

また、当該地区では、地域づくりを自主的に進めようと、平成 18 年に地域内の自治会や P T A、老人会、体育協会、福祉団体等が世代や目的を越えて結成した、地域自主組織日登の郷と、規制の特例措置を受ける主体とが手を携えて本構造改革特別区域計画を推進することとしております。これにより、都市住民との交流が農村住民のさらなるやる気を喚起させることで、新規起業を期待しています。

このような効果に加え、地域自主組織日登の郷が取り組むこととしているコミュニティビジネスと農業、体験型交流という多面的なネットワークの形成が地域に及ぼす経済的社会的効果は、多大なものと考えます。

グリーン・ツーリズム来客数の増加

地域の魅力が向上することで、交流人口の拡大が期待される。

	18 年度実績	20 年度目標	22 年度目標
グリーン・ツーリズム来客数	100 人	200 人	300 人

新規起業

自家製による酒類製造業の起業が期待される。

	現在	20 年度目標	22 年度目標
自家製による酒類製造件数	0 件	1 件	3 件

8 特定事業の名称

707 特定農業者による濁酒の製造事業

9 構造改革特別区域計画において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) グリーン・ツーリズム推進事業

規制の特例措置を受ける主体と地域自主組織日登の郷を中心に、既存の観光協会、農林業団体、定住推進団体、行政（市役所政策企画部や産業振興部）などが協力し、体験メニューの開発や体験インストラクターの育成や確保に努めます。

また、アンケート調査の実施などにより来客者のニーズを把握するとともに、必要に応じ関係団体による連絡会議を開催して事業の推進を図ります。

(2) PR活動推進事業

報道機関や旅行会社への情報提供を行うとともに、広島、近畿、東京にそれぞれ組織される「雲南市ふるさと会（会員約2,900人）」への活動紹介を通じて、誘客促進の協力依頼を行います。

また、ホームページを活用したイベント情報の提供を行うことで、一般家族の誘客を促進し、市広報やケーブルテレビの活用を行うことにより、市内へ向けての周知を図ります。

(3) コミュニティビジネス支援事業

本市は、これまで地域自主組織の立上げや育成支援に取り組んできましたが、今求められる自立した地域社会へ向けては、自主財源の確保が必要であり、そのための一つの手段として、コミュニティビジネスを推進しています。

地域自主組織日登の郷においてもコミュニティビジネスの調査研究が始められたところであり、今後濁酒の提供とあわせた食の提供を通じ、あらたな食の切り口の調査研究や特産品開発、道の駅や通販をはじめとした販路開拓などコミュニティビジネスの確立に向けた取り組みを支援します。

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1. 特定事業の名称

707 特定農業者による濁酒の製造事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

本構造改革特別区域計画に定める構造改革特別区域の範囲内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（旅館、料理飲食店等）を併せ営む農業者で、自己の酒類の製造場において自ら生産した米を原料として濁酒を製造しようとする者。

3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4. 特定事業の内容

事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

事業が行われる区域

雲南市の区域の一部（木次町日登地区）

事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

事業により実現される行為や整備される計画

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者が、濁酒の提供を通じて都市と農村の交流の活性化を図ります。

5. 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家民宿等を営む農業者が自ら生産した米を原料として濁酒を製造する場合において、製造免許に係わる最低製造数量基準を適用しないものとなり、酒類製造免許を受けることが可能となります。

このことは、来客者に濁酒を提供することが可能となることから、都市と農村の交流における誘客の促進が図られ、本市の掲げる交流人口の拡大に繋がるとともに、農村文化の再現による地域文化の伝承や、地産地消の推進、農業所得の向上など、地域の活性化に寄与するものであります。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳業務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされます。

市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、特定農業者が特例措置以外の酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行っていきます。